

## 議案第 1 1 号

### 新東広島市立美術館協議会規則の制定について

新東広島市立美術館協議会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和 2 年 3 月 1 7 日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

#### 1 提案理由

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成 3 1 年東広島市条例第 5 号）第 1 9 条第 6 項の規定に基づき、新東広島市立美術館協議会の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定め、教育委員会定例会に提出するものである。

#### 2 規則の内容

##### (1) 所掌事務（第 2 条関係）

協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

##### (2) 会長及び副会長（第 3 条関係）

ア 協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

イ 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

ウ 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

エ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

##### (3) 会議（第 4 条関係）

ア 協議会（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

イ 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

ウ 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

エ 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### 3 施行期日

令和2年4月1日

### 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例

第19条6項 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

新東広島市立美術館協議会規則をここに公布する。

令和2年 月 日

東広島市教育委員会  
教育長 津 森 毅

新東広島市立美術館協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例（平成31年東広島市条例第5号）第19条第6項の規定に基づき、新東広島市立美術館協議会（以下「協議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、美術館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す

るところによる。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、生涯学習部文化課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、東広島市教育委員会が招集する。